

香川県精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第13号

香川県精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則

香川県精神保健福祉センター規則（昭和42年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第4条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県精神保健福祉センターの項に規定する規則で定める額（以下「使用料の額」という。）は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県精神保健福祉センターの項に規定する規則で定める額（以下「使用料の額」という。）は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。